

事務連絡
令和5年8月10日

研究機関事務代表者 御中

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
経理部契約検査課検査グループ

インボイス制度への対応について（委託研究開発）

令和5年（2023年）10月より、複数税率に対応した消費税の仕入税控除の方式として、「インボイス制度（適格請求書保存方式）」が開始されます。

これに伴い、委託研究開発契約書に基づく支払い（概算払い）を行う際に利用していた「請求書」の様式をインボイス制度に対応したものへと改めることとしましたのでお知らせします。

つきましては、当機構に対して概算払いの請求を行う際には、当機構のホームページに掲載する新たな様式（新様式）を用いてご請求くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※「新様式」はこちらに保存しております（事務手続き 経理様式 A-4）。

https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html

なお、請求書を作成するに当たっては、次の点にご留意願います。

- ・「インボイス発行事業者」以外の方についてもこの「新様式」を用いてご請求ください。
- ・令和5年10月以前のご請求についても「新様式」をご利用いただけます。
- ・補助事業については、インボイス制度の対象外となりますので、従来の様式を用いてご請求ください。
※補助事業については、様式の変更はありません。

（参考）

■ 国税庁：インボイス制度公表サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

■ 財務省：インボイス制度の改正について

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html

以上